

課題

全ての協議会のレベルの向上

- 各々の地域事情を斟酌しつつも、協議会全体として基準・手法の一定の標準化が必要。

案件の高度化

- 債務免除や企業再編(会社分割・事業譲渡等)を伴う案件が増加

事業再生の確実な成果

- 再生計画策定支援完了先へのフォローアップが重要

小規模企業案件の増加

- 小規模企業(信用金庫・信用組合の融資先)の再生案件への対応が増加傾向

具体的な取組

中小企業再生支援全国本部(※)による各協議会へ活動支援の強化

①個別相談への対応能力強化(平成20年度中に対応)

- ・各協議会からの個別相談への対応能力を高めるため常駐専門家を増員。(20年3月末6人 → 必要に応じ20人程度まで)

②専門家人材の紹介(平成20年度中に対応)

- ・地域における専門家不足を解消するため、各協議会への紹介機能を強化。(2000人規模の専門家データベースを整備)

※各県協議会の支援機関として平成19年6月に(独)中小企業基盤整備機構に設置。

協議会の案件対応能力の向上

①案件処理の手続、基準の統一化(平成20年4月から実施)

- ・中小企業再生支援協議会事業実施基本要領を策定・公表することにより、協議会間の案件処理能力のレベル差を解消するとともに、手続きの透明性を確保。

②体制強化(平成20年度中に対応)

- ・案件増加への対応、処理能力向上のため、常駐専門家を増員。(20年3月末195人 → 必要に応じ300人程度まで)
- ・弁護士会、公認会計士協会、税理士会等とのネットワークを強化。
- ・デューデリジェンス(財務調査、事業性分析等)費用の助成拡大。(平成20年4月から実施)

③業務改善活動(平成20年度以降実施)

- ・定期的かつ継続的に自己評価と外部評価を実施。

④再生計画策定先のフォローアップ(平成20年4月から実施)

- ・中小企業診断士等を活用して完了案件のフォローアップを強化。

再生ファンドの拡充と連携強化

- ①再生支援計画策定時の民間ファンドとの連携を推進。
- ②中小企業再生ファンド(現在16件)の組成を更に強化。

小規模企業案件への対応能力の向上(信用保証協会による再生支援)

- ・比較的小規模な先を中心に債務保証を行う信用保証協会が、再生支援協議会の活動を補完するため、①債権譲受け②再生ファンドへの出資業務を実施するため、今国会中に「信用保証協会法の一部を改正する法律案」の成立を図る。